

中小水力発電自治体主導型 案件創出調査等支援事業

公募期間・事業期間

➤ 公募期間 令和7年6月26日(木) ～ 令和7年8月28日(木)

(※) 3次締切：令和7年7月28日(月) 4次締切：令和7年8月28日(木)

➤ 事業期間 交付決定日 ～ 令和8年2月27日(金)

※電子申請(Jグランツ)により公募します。(やむを得ない事情がある場合、電子メールでの申請を受け付けます。)

補助対象事業

地方公共団体等による中小水力発電の開発案件の創出に向けた事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業に要する経費を補助します。

対象事業：新設及びリプレイスする水力発電所

発電出力：50kW以上30,000kW未満を見込むもの

補助対象事業者

中小水力発電の開発案件の創出に向け隠れた開発ポテンシャルを明らかにする地方公共団体及び地方公共団体と連携する民間事業者等

補助対象経費

開発案件の創出に向けた水力発電事業性評価に必要な調査・設計等※1のために直接要する経費、体制強化や地域理解の醸成に要する経費※2、および100m以上の調査に必要な作業道整備のための経費

(※1) 地質調査、地形測量、流量調査、河川維持流量調査、社会環境調査、基本設計等

(※2) 人件費、事業費(調査費、専門家招へい費、会議運営費)

補助率

3/4以内

ただし、原則として、1案件当たりの人件費と事業費の合計に対する補助金の上限額は、2,000万円/年とします。なお、作業道整備費については、事業費とは別に、1案件当たりの上限額を、1,000万円(ただし、15万円/10m(消費税は含まない)に距離(10m未満切り捨て)と補助率をかけた額を上限)とします。

ご案内

★中小水力発電の開発・運営に関する手引きや優良事例集が資源エネルギー庁で公表されています。プロジェクトの企画立案等にご活用ください。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data.html)

★1,000kW程度未満の小水力発電機器を対象に、発電事業者、機器製作者ともに合理的な購入仕様を示し、二重コストの低減に資することを目的とした購入仕様標準を作成しました。小水力発電の導入検討や見積書を作成する際にご活用ください。

(<https://www.nef.or.jp/info/syoseki.html>)

★水力発電の開発にあたってご不明な点等ございましたら、水力開発相談窓口をご活用ください。

(https://suiryokuhojo.nef.or.jp/other/20220523_info.html)

詳細はホームページ・公募要領をご覧ください。 <https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>

問い合わせ先：

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力普及促進部

TEL：03-6810-0371 FAX：03-6810-0368



一般財団法人 新エネルギー財団